

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

令和 3 年度監査委員監査結果報告の提出について

(公立大学法人大阪)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である公立大学法人大阪に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

公立大学法人大阪

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

経済戦略局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む）が適切に行われているか。	—
(2)現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、又各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているのか。	—
(3)補助金及び交付金の申請並びに経理が適切になされないリスク	ア 補助金及び交付金の交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の支払記録は一致しているか。	—
	イ 事業内容は、事業計画や補助金及び交付金の交付条件に準拠したものとなっているか。	—
	ウ 補助金及び交付金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
(4)財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項 1
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また会計経理は適切か。	指摘事項 1
(5)指導監督が適切でないリスク	ア 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 本法人の財務報告について改善を求めたもの

公共的性格を有する地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に定めるところに従った会計処理及び表示が求められる。公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）上の地方独立行政法人に該当する。

しかし、今回の監査において、本法人の財務報告について確認したところ、次の事実が見受けられた。

- ・ 会計基準第 1 章第 3 節第 32. 2 によれば、貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定することとされている。また、公立大学法人大阪債権管理要綱第 10 条によれば、経理責任者又は副経理責任者は、債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を合理的に見積もり、引当金を設定しなければならないとされている。

しかし、本法人では、債権である未収学生納付金収入（2,634,000 円）のうち、平成 27 年度入学予定分（342,000 円）について、当該債権の回収可能性を検討していなかった。

- ・ 会計基準第 1 章第 9 節第 75. 2 によれば、公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式が定められている。また、会計基準第 1 章第 1 節第 2. 3（正規の簿記の原則）によれば、地方独立行政法人の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成し、相互に整合性を有するものでなければならないとされている。

しかし、本法人では、令和 2 年度の行政サービス実施コスト計算書の勘定科目において、会計基準に基づき損益計算書の勘定科目と同様に入学金収益を表記すべきところ、国立大学法人会計基準に基づき入学料収益と表記されていた。そのため、損益計算書の勘定科目と相互に整合性を有するものとなっていなかった。

これらは、本法人において、債権の内容の把握、回収可能性の検討、財務諸表が適正に開示されているかの網羅的な検証を実施する仕組みに脆弱な部分があったことが原因である。

現状では、適正な財務報告がなされないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

本法人は、未収学生納付金収入を含む各種債権について、その回収可能性を速やかに検討し、回収不能と判断された場合は貸倒引当金を計上するとともに、債権の内容の把握、回収可能性の検討を適切に実施できる仕組みを構築されたい。

また、財務諸表を適正なものに修正するとともに、適正に開示されているかを網羅的に検証できる仕組みを構築されたい。

第7 その他

なし